

静岡県告示第83号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後														
<p>1 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等</p> <p>(1) <u>条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(2) <u>別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第2項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「<u>会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額</u>」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 報酬の基本額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額（時間額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	報酬の基本額（時間額）	(略)		東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員	(略)	<p>1 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額</p> <p><u>条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に掲げる額とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 報酬の基本額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額（時間額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所において、クリエイティブ企業誘致専任員の業務に従事する職員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,268円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	報酬の基本額（時間額）	(略)		東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員	(略)	<u>東京事務所において、クリエイティブ企業誘致専任員の業務に従事する職員</u>	<u>2,268円</u>
職員の区分	報酬の基本額（時間額）														
(略)															
東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員	(略)														
職員の区分	報酬の基本額（時間額）														
(略)															
東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務に従事する職員	(略)														
<u>東京事務所において、クリエイティブ企業誘致専任員の業務に従事する職員</u>	<u>2,268円</u>														

あしたか職業訓練校に おいて、舎監の業務に 従事する職員	(略)	あしたか職業訓練校に おいて、舎監の業務に 従事する職員	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。